

女性活躍の推進に向けた公共調達の活用

〔ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を加点評価する取組〕

1. 取組のねらい・概要

令和4年4月時点

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、平成28年度から、国等の調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施

2. 取組の内容

- 取組の実施主体 国の機関及び独立行政法人等
 - 取組の対象となる調達 価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）
の審査においてワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設定
 - 加点評価の対象となる企業（以下の認定企業等を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）
 - ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業等 { えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、
一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者100人以下） }
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 { くるみん認定、トライくるみん認定、
プラチナくるみん認定 }
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業 { ユースエール認定 }
- ※ 上記の認定は、いずれの認定基準においても、ワーク・ライフ・バランスの取組に関するものとして、長時間労働の抑制に関する事項を設けている。
- ※ 地方公共団体は、国に準じた施策を実施するよう努めることとされている（女性活躍推進法第24条第2項）。



（総合評価落札方式）入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ定めた性能等に係る評価基準に従って評価し、その評価と入札の価格から、国にとって最も有利な者を落札者とする方式。

（企画競争方式）業者選定の公平性、透明性を図るため、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定する方式。

3. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府
特命担当大臣（男女共同参画））に定める配点例（令和4年4月1日施行）

令和4年4月時点

評価項目例	認定等の区分※1		総配点に占める加点の割合〔単位：％〕※2			
			配点例① (12%の場合)	配点例② (10%の場合)	配点例③ (7%の場合)	配点例④ (5%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし 	12	10	7	5
		えるぼし3段階目 	10	8	6	4
		えるぼし2段階目※3 	8	7	5	3
		えるぼし1段階目※3 	5	4	3	2
		行動計画策定 ※4	2	2	1	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん 	12	10	7	5
		くるみん（令和4年4月1日以降の基準） 	8	7	5	3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 	7	6	4	3
		トライくるみん 	6	5	4	3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） 	5	4	3	2
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業) 		9	8	5	4

※1 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点

※2 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定

※3 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

加点评価の取組の実施状況（概況）

1. 加点评価の取組を実施した調達規模及び取組可能調達に対する実施割合

(1) 国の機関

- ▶ 平成30年度から令和2年度までの3か年度の推移を見ると、全体では取組を実施した調達の件数・金額ともに増加しているものの、令和2年度の実施割合（金額ベース）は4割に留まっている。
- ▶ 物品役務等では、取組の実施割合（金額ベース）は95%超で推移している。
- ▶ 公共工事等では、取組の件数・金額ともに前年度から微増しているものの、令和2年度の実施割合（金額ベース）は2割を下回っている。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	金額	約 1 兆2, 100億円 (32.8%)	約 1 兆2, 700億円 (32.5%)	約 1 兆9, 500億円 (40.4%)
	件数	約9, 500件 (28.3%)	約10, 200件 (30.5%)	約12, 800件 (36.0%)
(物品役務等)	金額	約8, 000億円 (95.8%)	約9, 000億円 (97.7%)	約 1 兆3, 600億円 (97.6%)
	件数	約9, 100件 (93.7%)	約9, 300件 (94.3%)	約9, 400件 (96.5%)
(公共工事等)	金額	約4, 000億円 (14.2%)	約3, 700億円 (12.5%)	約6, 000億円 (17.3%)
	件数	約400件 (1.6%)	約900件 (3.9%)	約3, 500件 (13.4%)

※1 取組可能調達全体に占める取組実施済調達の割合を()内に記載。

※2 取組可能調達は、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達から、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定)にのっとり行われる自動車の購入・賃貸借に係る調達、取組開始前に設定された長期継続契約等に基づく事業に係る調達及び加点评価の対象企業となりえない者のみを契約対象とする事業に係る調達を除いたもの。

※3 公共工事等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等。物品役務等は全体から公共工事等に係る調達を除いたもの。

(2) 独立行政法人等

- ▶ 取組を実施した調達の件数・金額ともに増加しており、令和２年度の実施割合（金額ベース）は８割を上回っている。

		平成30年度	令和元年度	令和２年度
全体	金額	約6,700億円 (43.3%)	約8,600億円 (72.9%)	約1兆300億円 (87.4%)
	件数	約6,400件 (61.0%)	約7,400件 (79.6%)	約7,700件 (84.7%)

2. 国の機関及び独立行政法人等の加点評価に関する方針等の策定状況

- ▶ 国の機関では、27機関中21機関が加点評価に関する方針及び標準的な加点割合を策定。
- ▶ 独立行政法人等では、181法人中138法人が方針を策定しており、同138法人中113法人が同方針において標準的な加点割合を策定。

	加点評価に関する方針を 定めている数と割合	加点評価に関する方針において標準的な 加点割合等を定めている数と割合
国の機関	27機関中21機関 (77.8%)	21機関 (100%)
独立行政法人等	181法人中138法人 (76.2%)	113法人 (81.9%)